

## 美濃加茂市公告第18号

### 美濃加茂市前平公園遊具更新工事に係る公募型プロポーザル方式実施要領

美濃加茂市前平公園遊具更新工事公募型プロポーザル方式を以下のとおり実施する。

令和7年8月5日

美濃加茂市長 藤井浩人

1 発注主管課 美濃加茂市建設水道部土木課

#### 2 工事概要

- (1) 工事名 美濃加茂市前平公園遊具更新工事
- (2) 工事箇所 美濃加茂市前平町3丁目地内
- (3) 公園名 前平公園
- (4) 工期 契約締結日から令和8年3月10日まで
- (5) 目的 前平公園遊具広場内にある2面滑り台（1基）、波型ラダー（1基）及び貨物列車（1基）について、設置より長い年月が経過していることから老朽化が進んでいる状態である。本工事は、長寿命化対策事業に沿って現状の遊具と同機能を要した魅力的な遊具を設置することで、更に市民に愛される公園となるよう整備するものである。

このため、優れた提案を行う事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定いたします。

なお、最も優れた提案を行った提案者は、本市と本工事に係る工事請負契約の交渉を行い、仕様の調整を行った上で契約を締結し、工事を実施していただきます。

- (6) 工事内容 遊具設置工事（土工・基礎含む。） 一式  
既存遊具の撤去・処分及び撤去後の整地 一式  
※提案については美濃加茂市前平公園遊具更新工事に関する要求水準書（以下「要求水準書」という。）のとおりとする。

#### 3 参加資格

参加事業者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 美濃加茂市プロポーザル方式等実施要綱（令和元年美濃加茂市告示第23号）

以下「要綱」という。) 第4条第1項各号に規定する者であること。

- (2) 美濃加茂市競争入札参加資格者名簿（とび、土工又はコンクリート工）に登録されている者であること。
- (3) 参加事業者は、本工事を行う能力を有する単独企業とする。
- (4) 参加事業者は、提案に必要な諸手続を行うほか、最優先候補者となった場合は、契約等に係る諸手続を行う。
- (5) 参加事業者は、地方公共団体、民間企業等から発注された遊具設置工事の履行実績があること。
- (6) 参加事業者は、事業運営・維持管理を円滑に迅速な対応ができることが求められるため、本工事に従事する者は、愛知県・岐阜県・三重県内の事務所（本社・支店・営業所を含む。）の常駐者であること。
- (7) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けていないこと。

#### 4 失格要件

参加事業者は、参加表明書を提出してから受注者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象より除外し、その理由を付して文書で通知するものとする。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなった場合
- (2) 提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 一つの参加事業者が複数の提案を行った場合
- (4) 提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をした場合
- (5) 参加承諾届又は提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- (7) 会社更生法又は民事再生法の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至った場合
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (9) 著しく信義に反する行為があった場合

#### 5 参加に関する留意事項

- (1) 参加事業者は、提案書等の提出をもってこの実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提案した内容は、実現を約束したものとみなす。
- (4) 参加事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属する。また、採用・不採用に関わらず、市は本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、

提出書類等の内容を無償で使用できる。

- (5) 参加事業者から実施要領に基づき提出される書類は、提出期間に限り補正することができる。

提出期間終了後は補正することができないものとし、また、その理由如何に関わらず提案書等の返却はしない。

- (6) 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、また、記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。

- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、美濃加茂市情報公開条例（平成11年美濃加茂市条例第20号）に基づき、提案書等を公開することがある。

- (8) 提案書等の提出は1社につき1件とし、複数案件は認めないものとする。

- (9) 本プロポーザルを遂行する上で知りえた情報及び内容を発注者の許可なく第三者に漏らしてはならない。また、本プロポーザルの終了後も同様とする。

## 6 スケジュール

項目	期間
参加表明書の提出	令和7年8月5日（火）午前9時から 同年9月5日（金）午後4時45分まで
質問の受付	令和7年8月5日（火）午前9時から 同月12日（火）午後4時45分まで
質問の回答	令和7年8月15日（金）
提案書等の提出期間	令和7年9月12日（金）午前9時から 同年10月10日（金）午後4時45分 まで
第1次審査（書類審査）	令和7年10月17日（金）（予定） ※参加事業者が5者以下の場合は、第1 次審査を省略する。
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和7年10月28日（火）（予定）
最優先候補者の決定	令和7年10月下旬（予定）
契約の締結	令和7年11月上旬（予定）

## 7 参加表明書の提出

- (1) 提出書類

- ①公募型プロポーザル方式等参加表明書（様式第1号）

※様式は、市のホームページで取得すること。窓口では配布しない。

②会社概要（様式第2号）

※上記の内容をすべて含んだ会社案内等既存のパンフレット等があれば添付

③工事实績調書（様式第3号）

※過去5年間における類似事業（遊具設置工事）の実績を記載すること。なお、記載にあたっては、元請けで実施した実績を優先し記載すること。

※受注が確認できる資料（契約書、CORINS等）の写しを添付すること。

④配置予定技術者調書（様式第4号）

⑤納税証明書（国税・都道府県税・市町村税について滞納のない証明。発行後3箇月以内のものに限る。）

(2) 提出方法

建設水道部土木課へ持参すること。

提出期間は、令和7年8月5日（火）午前9時から同年9月5日（金）午後4時45分まで（土・日曜日及び祝日を除く）とする。

土木課住所

〒505-0041 岐阜県美濃加茂市太田町1900

(3) 参加資格の認定及び通知

参加資格の認定は、令和7年9月8日（月）をもって行うものとし、その結果は、同月10日（水）に郵送により通知する。

(4) 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

参加資格が認められなかった者は、令和7年9月16日（火）までに書面により理由について説明を求めることができる。

説明を求められたときは、同月19日（金）までに書面により回答する。

8 質問の受付・回答

(1) 提出方法

参加事業者は、法人名、担当者名、担当者連絡先及び質問内容を質問書（様式第5号）に簡潔にまとめ、ファックス又はEメールで提出するものとし、送信時には必ず電話で受信の確認を行うものとする。

(2) 提出先

建設水道部土木課 TEL：0574-25-2111（内418）

FAX：0574-27-3764

e-mail：doboku@city.minokamo.lg.jp

(3) 回答方法

質問は、まとめてEメールにより全参加事業者へ回答し、軽易な事項（実施要領や仕様書の記載内容の確認等）については、その都度個別に回答することがある。

なお、質問の内容によっては回答しない場合がある。

また、回答は、市のホームページ上でも公表する。

## 9 提案書等の提出

### (1) 提出書類

提案書等の提出時には下記書類を提出すること。

また、参加表明書の提出時にすでに提出した書類についても改めて提出すること。

#### ①提案書提出届（様式第6号）

#### ②見積書（様式第7号）

※遊具更新工事の費用が確認できる見積書を様式に従い提出すること。

#### ③目的物の概要図（任意様式）

※完成予想イラスト、概要説明書（コンセプトや美濃加茂市の特徴を意識したことなどの説明）をA3判（片面記載）カラーで提案すること。

#### ④長寿命化事業に基づく遊具の新旧機能対照（様式第8号）

#### ⑤美濃加茂市前平公園遊具更新工事に関する要求水準書の「4 提案を求める範囲」に対する説明資料（任意様式）

#### ⑥遊具等の配置計画図（任意様式）

#### ⑦製品の寸法や材質の分かる構造図（平面図、立面図及び側面図）（任意様式）

#### ⑧全体工程計画書（任意様式）

#### ⑨その他必要に応じた補足説明資料（任意様式）

### (2) 提出方法

建設水道部土木課へ持参すること。

提出期間は、令和7年9月12日（金）午前9時から同年10月10日（金）午後4時45分まで（土・日曜日及び祝日を除く）とする。

土木課住所

〒505-0041 岐阜県美濃加茂市太田町1900

### (3) 提出部数

11部（正本1部、副本10部：A3判又はA4判、両面印刷、ステープラー止めとする。）ファイル綴じ込み等製本はしないこと。

なお、正本（1部）以外の副本（10部）には、参加事業者が特定できる語句及びマーク等を記載してはならない。

## 10 審査委員会

プロポーザルの審査は、美濃加茂市前平公園遊具更新工事公募型プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

### 11 審査手順

#### (1) 書類審査（第1次審査）

審査委員会は、提案書等について、1 2 審査基準に示す審査基準に従って評価を行い、得点の合計が最も高い提案から上位 5 者を選考する。ただし、評価の低い参加事業者が複数あるときは、5 者に満たない参加事業者を選考することがある。

提案者が 5 者以下のときは、第 1 次審査を省略する。

## (2) プレゼンテーション及びヒアリング（第 2 次審査）

第 1 次審査を通過した参加事業者を対象に、次の時間配分により第 2 次審査を実施する。審査の順番については、原則として提案書等の受付順とする（第 1 次審査後に通知する）。開始時間及び場所は、第 1 次審査通過者に別途通知する。

・プレゼンテーション：20 分以内

・ヒアリング：20 分以内

※パワーポイント等のパソコンを利用する場合は、各自持参すること。

※参加事業者は、事業計画書の内容を説明するためにスクリーン等を使用することができる。

これらを使用する場合は事前にその旨を市に連絡すること。

※市は、スクリーン、電源コンセント及びプロジェクターは用意するが、それ以外に必要な機材（パソコン、ポインター、ケーブル等）は参加事業者が準備すること。

※提案資料のみで説明すること。

## (3) 審査の結果

第 1 次審査及び第 2 次審査の最低基準点は、満点の 70% とする。

第 1 次審査及び第 2 次審査において、各参加事業者の点数は、参加事業者ごとの評価点数のうち最高点数と最低点数を除いた上で合計点を算出するものとする。なお、最高点数又は最低点数が複数存在する場合でも、最高点数 1 つ、最低点数 1 つのみとする。総合得点が同点の場合は、評価項目①「コンセプト」の評価点が高い者を選定する。評価項目①「コンセプト」の評価点も同点の場合は、評価項目⑥「長寿命化対策」の評価点数が高い者を選定する。

審査結果は、全参加事業者に文書で通知する。

また、審査結果は、市のホームページ上でも公表する。

## 1 2 審査基準

別表「美濃加茂市前平公園遊具更新工事に係る公募型プロポーザル方式評価基準」により審査を行う。

## 1 3 工事価格の上限

この美濃加茂市前平公園遊具更新工事にかかる工事価格の上限は、下記のとおり

とし、提案書等で提出された金額をもとに、候補者から見積書を徴取して契約を締結する。

12,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### 1.4 契約の締結

審査により、候補者として決定した者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、次点者と契約締結の交渉を行う。

なお、契約書は、仕様書及び提案書等に基づいて決定する。

また、当初仕様書に変更が生じる可能性がある。

#### 1.5 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出等プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) プロポーザル及び契約の手続き並びに工事の実施において、使用する言語は日本語とし、使用する通貨は円とする。
- (3) 提案書等については、期限後の提出、差し替え等は認めない。